年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年8月31日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　4件

国 民 年 金 関 係　　2件

厚生年金保険関係　　2件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　5件

国 民 年 金 関 係　　2件

厚生年金保険関係　　3件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700136 号
厚生局事案番号　：　東北（国）第 1700012 号

第１　結論

昭和 60 年４月から昭和 61 年３月までの請求期間については、付加保険料を含む国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 32 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 60 年４月から昭和 61 年３月まで

私は、結婚を機に国民年金に任意加入し、昭和 57 年６月から昭和 61 年３月まで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたが、国の記録では昭和 60 年４月１日に国民年金の被保険者資格を喪失し、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。

請求期間について、国民年金被保険者資格喪失届を提出したことも厚生年金保険に加入したこともなく、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者に係るＡ町及びＢ町の国民年金被保険者カードによると、請求者は、国民年金被保険者資格を昭和 60 年４月１日に喪失していることが確認でき、請求期間は国民年金の未加入期間とされている上、Ａ町の国民年金被保険者カードには、「Ｓ.60. ５.24　喪失届」の記載があり、請求期間のうち同年４月及び同年５月の国民年金保険料が還付されたことが確認できる。

しかしながら、請求者に係るＢ町の国民年金収納記録カードによると、請求期間は、付加保険料を含む国民年金保険料の納付済期間とされていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者は、昭和 57 年６月に国民年金に任意加入するとともに付加保険料の納付申出を行い、請求期間直前の昭和 60 年３月までの国民年金保険料は付加保険料を含めて現年度納付していることが確認できる上、請求期間当時、請求者の生活環境及び経済状況に大きな変化もうかがえないことか

ら、請求期間のみが未納期間とされているのは不自然である。
　さらに、オンライン記録によると、請求期間のうち昭和 60 年４月及び同年５月の国民年金保険料は「厚生年金等加入」を理由として還付決定されているが、当該期間における請求者の被用者年金の加入記録及び雇用保険の加入記録は確認できないことから、請求者が「厚生年金等加入」を理由として同年４月１日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年４月及び同年５月の保険料を還付される合理的な理由は見当たらない。
　その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700138 号
厚生局事案番号　：　東北（国）第 1700013 号

第１　結論

平成６年４月から平成７年３月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 47 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成６年４月から平成７年３月まで

私は、20 歳になり国民年金に加入した平成４年＊月から平成 13 年８月までの間、Ａ市Ｂ区役所の国民年金の窓口で毎年継続して国民年金保険料の免除申請を行っていたが、請求期間だけが保険料の未納期間となっている。請求期間についてもほかの年と同様に免除申請を行ったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

オンライン記録によれば、請求者が 20 歳に到達した平成４年＊月から平成 13 年８月までの期間について、請求期間を除き国民年金保険料の申請免除の期間とされているところ、いずれの年も４月又は５月の適切な時期に保険料の免除申請が行われていることが確認できることから、請求期間のみ免除申請を行うことを失念したとは考え難い。

また、オンライン記録によれば、上記のとおり請求期間の前後の期間は国民年金保険料の申請免除の期間であり、請求者に聴取しても請求期間及びその前後の期間を通じて特段の事情の変化はうかがえないことから、請求者は、請求期間についても当時の保険料免除基準に該当していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700280 号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第 1700027 号

第１　結論

請求者のＡ事業所における平成 24 年６月 29 日の標準賞与額を 15 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年６月 29 日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 56 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 24 年６月 29 日

Ａ事業所から育児休業期間中に支払われた請求期間の賞与について、事業所からの賞与支払届の提出が遅れたため、保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされているので、当該賞与に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ事業所から提出された「平成 24 年６月賞与支給表」によると、請求者は、平成 24 年６月 29 日に同事業所から 15 万 1,980 円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、Ａ事業所の事業主は、請求者について、厚生年金保険法第 81 条の２の規定に基づく育児休業期間中（平成 24 年６月 29 日から平成 25 年５月２日まで）の被保険者に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年６月16日に年金事務所において受理されたことにより、当該賞与は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中の被保険者に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年

金保険法第 81 条の２の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の「平成 24 年６月賞与支給表」において確認できる賞与額から 15 万 1,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700281 号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第 1700028 号

第１　結論

請求期間①及び②について、請求者のＡ事業所における標準賞与額を請求期間①は８万 9,000 円、請求期間②は９万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 58 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成 24 年６月 29 日
　　　　　　　　　　②　平成 26 年３月 31 日

Ａ事業所から育児休業期間中に支払われた請求期間①及び②の賞与について、事業所からの賞与支払届の提出が遅れたため、保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）とされているので、当該賞与に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①及び②について、Ａ事業所から提出された「平成 24 年６月賞与支給表」及び「平成 26 年３月人材処遇改善加算手当支給表」によると、請求者は、同事業所から平成 24 年６月 29 日に８万 9,556 円、平成 26 年３月 31 日に９万 225 円の賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、請求期間①及び②について、オンライン記録によると、Ａ事業所の事業主は、請求者について、厚生年金保険法第 81 条の２の規定に基づく育児休業期間中（請求期間①については平成 24 年６月７日から平成 25 年４月 10 日まで、請求期間②については平成 26 年２月 20 日から同年７月９日まで）の被保険者に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

なお、請求者の請求期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年６月 16

日に年金事務所において受理されたことにより、当該賞与は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から育児休業期間中の被保険者に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第 81 条の２の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額は、前述の「平成 24 年６月賞与支給表」において確認できる賞与額から８万 9,000 円、請求期間②に係る標準賞与額は、前述の「平成 26 年３月人材処遇改善加算手当支給表」において確認できる賞与額から９万円とすることが必要である。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700135 号
厚生局事案番号　：　東北（国）第 1700014 号

第１　結論

昭和 51 年２月及び同年３月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 27 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 51 年２月及び同年３月

私は、20 歳になったら強制的に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しなければならないと厳格だった親に言われていたので、20 歳になった昭和 47 年＊月頃に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。しかし、請求期間は保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者に係るＡ市の国民年金被保険者名簿（ＣＳＶデータ）によれば、請求期間の国民年金保険料は未納とされており、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、請求者は、昭和 51 年２月及び同年３月の国民年金保険料についてのみ訂正請求をしているが、上記被保険者名簿によれば、請求期間以外に昭和 50 年１月から同年９月までの期間の国民年金保険料が未納であることが確認できる。当該未納期間は、請求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、請求期間を含む昭和50年１月から昭和51年３月までの連続した期間の保険料が未納とされているところ、オンライン記録によれば、当該期間のうち昭和 50 年 10 月１日から昭和 51 年２月 26 日までの期間について、請求者が厚生年金保険の被保険者であったことが判明したことにより平成 17 年３月４日に国民年金被保険者資格の喪失及び再取得の処理が行われ、その結果、上記被保険者台帳において連続していた保険料の未納期間は、昭和 50 年１月から同年９月までの期間と請求期間である昭和 51 年２月及び同年３月の二つの未納期間に分かれたものであることが確認できる。

さらに、上記被保険者台帳によれば、請求期間の前年度（昭和 49 年度）の国民年金保険料は、当初は申請免除されていたが後に免除の取消しが行われ、昭和 49 年４月から同年 12 月までの期間の保険料が納付されていることが確認でき、請求期間直後の昭和 51 年度の保険料についても、当初は申請免除されていたが、昭和 54 年１月 17 日に保険料の追納が行われていることが確認できる。これらのことから、請求者は、請求期間当時、保険料の納付が困難であった可能性が考えられる。

加えて、オンライン記録及び紙台帳検索システムによる国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、請求者が 20 歳に到達した際に払い出された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が請求者に対して払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700137 号
厚生局事案番号　：　東北（国）第 1700015 号

第１　結論

昭和 59 年４月から昭和 60 年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 33 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 59 年４月から昭和 60 年 10 月まで

私は、昭和 55 年 10 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたが、国の記録では昭和 59 年４月５日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。請求期間当時は専業主婦であったため、厚生年金保険に加入することもなく、夫の仕事が変わるなど生活状況の変化もなかったことから、国民年金被保険者資格の喪失手続を行うために市役所へ行った記憶も無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、昭和 55 年 10 月 16 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、昭和 59 年４月５日に被保険者資格を喪失しているところ、請求期間についても、請求者の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから国民年金の任意加入対象者であったと考えられる。

しかしながら、請求者に係るＡ市（現在は、Ｂ市Ｃ区）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、請求者は、昭和 59 年４月５日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失している上、当該被保険者名簿においては、請求期間の国民年金保険料の納付状況を記載する欄に斜線が引かれ、昭和 60 年 10 月の欄に「本月迄無資格」と記載されていることから、請求期間は保険料の納付を必要としない期間とされていることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、請求者に係るＢ市及びＡ市の国民年金被保険者名簿並びにオンライン記録

によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和55年２月14日に国民年金に任意加入した際にＢ市において払い出されたと考えられ、請求者が昭和56年５月17日に同市からＡ市へ転居した後もＢ市で払い出された手帳記号番号と同一の手帳記号番号で国民年金の記録管理が行われているところ、請求者は、請求者の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失したことにより昭和60年11月25日に国民年金の強制加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、Ａ市において請求期間は未加入期間として管理されていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて氏名検索を行ったが、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらのことから、請求者は、昭和59年４月５日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失しており、同資格を喪失した後である請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者が国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700022 号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第 1700029 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 27 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成９年４月１日から平成 18 年２月１日まで

私が、Ａ社において長距離運行業務を行っていた請求期間に係る標準報酬月額について、当時長距離運行業務の都度、時間外手当の代わりとして支払われていた「長距離手当」と「㎞走行手当」が含まれていないため、当該期間の標準報酬月額が低額となっている。私が所持している長距離運行業務に係る資料を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間において、長距離運行業務に係る時間外手当の代わりとして支給されていた「長距離手当」と「㎞走行手当」について、標準報酬月額の算定の基礎として報酬月額に含めるべきであると主張している。

しかしながら、Ａ社は、請求者の請求期間に係る資料は残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない上、請求者の長距離運行業務に係る「長距離手当」と「㎞走行手当」について同社は、当該手当は旅費として支給していたため健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届の報酬月額には含めずに届出していた旨回答している。

また、請求者は、請求期間のうち平成 13 年７月 14 日から平成 18 年１月 30 日までの期間について、長距離運行業務に係る記録を残しており、当該記録から「長距離手当」及び「㎞走行手当」の金額は確認できるものの、給与明細書等の請求期間当時の給与月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は所持していないことから、当該期間においてＡ社から請求者に支払われた給与に当該長距離運行業

務に係る手当が含まれ、当該手当を含む標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたかを確認することができない。

さらに、請求者が、請求期間当時、請求者と同じ長距離運行業務を行っていたとして名前を挙げた同僚は、長距離運行業務に係る手当について、給料として支給されたものと、旅費として支給されたものとがあったと回答しているところ、請求期間当時の給与明細書等は所持していないことから長距離運行業務に係る手当から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明である旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求者のＡ社における請求期間の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理は認められない。

なお、日本年金機構は、Ａ社における長距離運行業務に係る「長距離手当」と「㎞走行手当」について、旅費規程や長距離運行業務に関する規程等を確認できず、実費弁償としての性格を有するか否かが不明確なため、当該手当を報酬として取り扱うべきかの判断は困難である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700082 号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第 1700030 号

第１　結論

請求期間①及び②について、請求者のＡ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 26 年生

住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和41年10月１日から昭和42年11月13日まで

②　昭和43年４月21日から昭和44年10月31日まで

私は、昭和41年９月にそれまで勤めていた会社を退職し、Ｂ町に所在したＡ事業所に請求期間①において正社員として勤務した。

請求期間②について、請求期間①の後に勤めていた別の会社を昭和43年４月に退職し、再度同事業所で勤務することになったが、請求期間①及び②について、いずれも厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、当該期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者の記憶するＡ事業所の所在地、請求期間当時の事業主及びその子の氏名並びに事業主の子の妻の回答から、勤務期間は特定できないものの、請求者が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、Ｂ町に所在したＡ事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、Ａ事業所の事業主及びその子は既に死亡しているため、事業主の子の妻に対して同事業所の厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、同事業所は従業員が３人程度の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所となったことはない旨回答している上、同事業所の商業登記は見当たらないことから、同事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、A事業所の事業主の子の妻は、請求者の請求期間①及び②に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　東北（受）第 1700139 号
厚生局事案番号　：　東北（厚）第 1700031 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社（現在は、Ｂ社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 33 年生
住　　　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成21年12月７日

私は、ねんきん定期便を見て、平成21年12月に支払われた賞与の記録が無いことに気づいた。平成21年10月にＢ社からＡ社に所属が変わったが、職場や仕事内容はそれまでと同じであり、入社してから賞与が支給されなかったことは一度もないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ社は、請求者は平成 21 年 10 月１日付けでＢ社からＡ社に移籍していることから、Ｂ社に係る厚生年金保険の被保険者資格を同年 10 月１日に喪失し、Ａ社に係る被保険者資格を同日に取得している旨回答しているところ、当該回答はオンライン記録と一致しており、請求者は請求期間においてＡ社の厚生年金保険被保険者であることが確認できる。

しかしながら、Ｂ社は、同社の規程により、12 月に支給する賞与はその年の４月から９月までの期間に対して支給しており、請求期間に係る賞与は、平成 21 年４月から同年９月までの期間を対象としていることから、当該期間に請求者が所属していた同社が支給し、Ａ社では請求期間に係る賞与は支給していない旨回答している。

また、Ｂ社は、前述のとおり、請求者は請求期間において同社に係る被保険者資格を喪失していることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、請求者の賞与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、B社から提出された請求者に係る平成 21 年 12 月賞与支給明細書によると、同社から請求者に対して 82 万 870 円の賞与が支給されているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。